

【営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図並びにそれらの周囲の略図】

○ 「営業所の平面図」

建築確認申請時に提出する青写真に、出入り口の位置、特定金属くずを買い受ける場所等の必要な事項を記載してください。

※ 「営業所の敷地内に特定金属くずを保管する場合」

営業所の平面図にその旨を記載してください。

「営業所の敷地外に別途特定金属くずの保管場所を設けている場合」

当該場所に係る平面図を提出してください。

○ 「営業所及び特定金属くずの保管場所の略図」

営業所と特定金属くずの保管場所との位置関係が明らかになるような略図となります。